独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

学校法人トヨタ名古屋整備学園
理　事　会　御中

後藤公認会計士事務所（名古屋市）
公認会計士　後藤貞明

監査意見

私は、学校法人トヨタ名古屋整備学園の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳書を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその注記について監査をおこなった。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準に（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人トヨタ名古屋整備学園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必用と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類を作成するに当たり、理事者は継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して実施する。

利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

学校法人　トヨタ名古屋整備学園

理事長　　横　山　裕　行　殿

監　査　報　告　書

私どもは、学校法人トヨタ名古屋整備学園の令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの令和３年度における業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況を監査しましたので、これについて次のとおり報告いたします。

財産の状況について、財産目録及び計算書類を慎重に検討し、また、業務について、理事会等に出席、必要に応じ報告及び説明を徴することにより、監査を行いました。

その結果、

（１）財産の状況に関し、同年度の財産目録及び計算書類は、適正に表示されているものと認めます。

（２）業務および理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実は認められません。

以上は、私ども監事の一致した意見によるものであります。

令和４年５月１６日

学校法人　トヨタ名古屋整備学園

監　事　小栗一朗

監　事　三宅庸夫

監　事　小島　満